第十一条第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二条の二中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改める。

別表第四の二備考四中「第二号学校」を「第五号学校」に改める。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に、「次条」を「次項」に改め、同条を附則第一項とする。

附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条」に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省厚生労働省令第四号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

（社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。）

第一条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第五項各号」を「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第八項」に改める。

第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。

第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る。別表第四」を「限る。）（別表第四」に改める。

附則第四条第三項中「第三条第一号ト(4)」を「第三条第一号ワ」に改める。

附則第五条第三項中「新指定規則」を削る。

第二条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第二号」に改める。

第五条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であってあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　法第四十条第二項第二号に規定する学校（別表第四の二において「第二号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ　修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一月以上）であること。

ロ　教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

ハ　別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ　別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ　ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であって、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1)　介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2)　学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3)　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4)　法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程Ⅰから Ⅲまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5)　法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ヘ　介護過程Ⅲを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト　医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ　一学級の定員は、五十人以下であること。

リ　同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ　教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ル　管理及び維持経営の方法が確実であること。

ヲ　入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであってはならないこと。